

循環器病対策推進協議会のスケジュールについて（案）

- 都道府県は循環器病対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を基本として、都道府県循環器病対策推進計画を策定することとなっており、その策定に当たっては、医療法に基づく医療計画、介護保険法に基づく都道府県介護保険事業支援計画等と調和の保たれたものとする事となっている（循環器病対策基本法第 11 条）。

（※）第 7 次医療計画：2018 年度～2023 年度（2021 年度～中間見直し後の計画）
第 7 期介護保険事業支援計画：2018 年度～2020 年度

- よって、スケジュールと議題については、概ね以下の通りとしてはどうか。
 - 第 1 回 2020 年 1 月
 - ・ 循環器病対策の現状等について
 - ・ 学会、団体等からのヒアリング
 - 第 2 回以降 ～2020 年夏頃
 - ・ 学会、団体等からのヒアリング
 - ・ 基本計画(案)について
 - ・ 基本計画(案)に対する国民からの意見募集を実施
- なお、基本計画（案）の策定後、基本計画を閣議決定し、国会へ報告することとなる。